

Title	ナポレオンの平和的事業
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.2 (1911. 2) ,p.162(44)- 169(51)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110215-0044">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110215-0044</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ナポレオンの平和的事業

占部百太郎

ナポレオン ボナパルトは元來身を一砲兵士官に起し、遂に武力を以て歐洲の大半を征服したる人物なれば、彼が不出世の天才は軍人として最も發揮せられたること固より言を須ひず。然れども、彼や決して一介の武辯に非ず、其の非凡の智略と、絶倫の材幹と、百折不撓の精力とは、彼をして如何なる方面に向ても第一流の人物たらしめたり。彼は即ち大なる軍人たりしと同時に、大なる政治家、大なる外交家、大なる立法家なりき。破壊者として偉大なりし彼は建設者としても亦偉大なりし也。彼が軍人的天才は一時世界の政治地圖に一大變革を與へたれども、あれワイテルローの一敗は忽ち彼の功業をして水泡に歸せしめたり。彼が軍人的天才に依りて、世界の軍事の一大進歩を遂げし事等は自から別問題に屬するも、彼が赫々たる武勳の直接の結果は、只徒らに歐洲の平和を攪亂せしに過ぎず。要す

るに破壊者としてのナポレオンの功績は今や杳として其遺跡を覓む可らずと雖、建設者としての彼の偉業の後世を裨益せるものは頗る多し。若し偉人英雄の眞價を其の後世に及ぼす效益より評價する時は、ナポレオンのナポレオンたる所以は軍人若しくは外交家としての彼に在らずして、寧ろ却て其の平和的事業に在るを見る也。今左にナポレオンの施設せし平和的事業に就いて少しく説述する所あらん。

ナポレオンは大革命の跡始末者として天の佛蘭西に降せし英傑也。破壊者としての彼はジャコブンの系統を引けりと雖も、其の建設者たる點に於ては、所謂エントライテンド デスポットの後繼者たる多くの史家の云へるが如し。恐怖時代の慘劇に次々に執政官の悪政を以てしたる當時の佛國は、多年の戦役に因りて民力疲弊し、國家は破産の淵に瀕して人々其業を治めず、徳教は地を拂ふて無神論流行し、社會の秩序は實に紊亂の極に達したりき。大革命に因りて、此の如く其根本より破壊せられたる佛國の社會組織を改造して、茲に健全なる國家を設立するは、到底シイエの如き學究又は、パラスの如き方便的政治家の能くする所に非ず。

46 ナポレオンが此處に現はれしは、實に其の時と處とを得たる者なり。赫々たる武名を世界に發揚して佛國人の國民的虛榮心を満足せしめし彼は、佛國人が既に多年の外戦内亂に厭きて一向に平和を切望せるを看破し、其の統領官に擧げらるゝや、直に種々の平和的事業に着手したりき。千七百八十九年には「自由」「平等」「博愛」を絶叫せし佛國人が、爾來シヤコペンの暴虐に戰慄し、執政官の惡政に失望して、内心私かに生命財産の安固を保證する政府だに樹立せらるれば、其の政治的自由の如きは敢て多く顧る所に非ざる事を知了したる彼は、先づ政治上の專制的中央集權制を確立するを以て、急務となしたりき。「霜月革命」に依りて變更せられたる千八百年の憲法は強ひて共和政治の外觀を裝へるも、其の實質に於ては、純然たる中央集權の專制政治なりしなり。ナポレオンの平和的事業は畢竟この中央集權制を確實ならしめんが爲めに施設せしものに外ならず。彼の平和的事業として後世に傳はるもの頗る多端なりと雖も、憲法の改革に伴ふ地方制度の改革及び殖民事業等は之を別とし、其の重なるものは、羅馬法王との協約 (Concordat) レジヨンドノール (Légion d' Honneur) の勳章制、教育制度の改革、ナポレオン法典 (Code Napoléon) の

編纂等なる可し。

## 二

ナポレオンは前記の如く、佛國の政權を掌握せし後、先づ憲法を改革して漸次中央及び地方の政治機關を變更し、帝政の基礎を築きしが、彼は次に其の驚嘆す可き不撓の精力を以上の平和的事業に向けんとせしも、英吉利及び奧太利との戦争に妨げられて、之に従事するを果さざりしが、アミアン條約締結せられて、歐洲の天地姑らく平穩に歸するや、彼は此時を利用して先づ第一に羅馬法王との協約締結に着手せり。蓋し當時の佛國が大革命によりて蒙りし創痕の中、謂ゆる宣誓非宣誓兩派僧侶の争鬭に因りて生じたる社會上の陰離に如く者なかる可し。非宣誓派僧侶に對する迫害は、一七九七年の「果月革命」以來殆ど復た之を見ず、而して佛國教會は實際全國四千の教區に對して多少の靈的權威を有せしも、而かも其は公然共和政府より承認せられし者に非ず、又政府より何等の特權だも得る所なかりき。而して非宣誓派僧侶は宣誓派僧侶を目して羅馬教會の背信者と呼び、兩派互に反目疾視して、隨つて佛國の社會には險越す可らざる鴻溝を劃したりき。ナポレオ

ンは元來宗教的信念を有せざりしも佛國の社會が此の如く睽離して相軋し、且無神論の痕迹尙ほ未だ全く絶滅せざるを以て、彼が大目的たる國家の統一上由々しき大事なりとし、國教を確定して宗教界の平和を圖るの、佛國の人心を收攬するに、最も得策なるを看取したりき。是に於てか、彼は羅馬法王ピウス七世及び其使節と久しく折衝を重ねし後、遂に一八〇一年七月、有名なる協約を締結せり。

この協約に依りて、羅馬法王は革命中佛國政府に沒收せられたる寺領及び其の未公賣の土地に對する權利を凡て放棄せしに對して、佛國政府は羅馬教を以て公然國教と認めたり。而して佛國の諸僧正は凡て羅馬法王より夫れく位地の返上を命せられ、之を奉せざる者は位を廢せられたり。此の如くして佛國の教會組織には大變革加へられ、ナポレオンは即ち元首として公平に從來の宣誓、非宣誓兩派より僧正を選任し、新任せられたる僧正は又之に準じて夫れく部下の僧職を選任せり。而して羅馬法王は佛蘭西教會の頭領として、單に是等の任命を批准する事となれり。次に國家は親から教會の訓練に當り、羅馬教會の誓約に従ひて、宣誓派僧侶をして各其妻を離別せしめ、又た一七九四年以來殆ど廢絶に歸せし僧侶

の俸給を、再び國庫より支給する事とせり。

ナポレオンは爾後、必ずしも是等の約束を循守せざりしも、而かもこの協約に依りて佛國多年の社會的睽離を治せし爲め、從來共和政府を呪咀せし僧侶をして、其最も信頼す可き忠臣たらしめしは、彼が政略の大成功と謂はざる可らず。更に羅馬教會の側より之を見るに、大革命以來、フェネロン(Fenelon)及びボッスエ(Bossuet)以上の自由教義に傾きし佛國宗教の潮流を挽回して、佛國人をして西班牙乃至奧太利にも譲らざる熱心なる舊教徒たらしめ、靈界に於ける羅馬法王の權威の復古を見るを得しは、一にこの協約の効果なりとす。某史家はこの協約を評して、恐らくは革命的精神を征服したる最も顯著なる勝利なる可しと謂へり。

### 三

ナポレオンは革命の初期以來異邦に亡命せし數多の貴族を召還して己れに仕事せしめ、是等の貴族及び僧侶を馴致して將來ナポレオン帝國の支柱と爲せり。彼は此の如く革命の當面の敵たる貴族僧侶に地位を與へて王黨の人望を收攬するとに努めしのみならず、貴族の稱號は一七九〇年公然廢止せられしをも顧みず、

50 佛國人が元來虚榮を尙ふの弱點あるを看て、一八〇二年レジオンドノールと稱する勳章制度を創立せり。是れは明に一種の新貴族制にして、ナポレオン親ら其總裁となり、全團を十五班に別ち、各班は七人のグランドオツファイサー、二十人のコンマンドー、三十人のオツファイサー、三百五十人のレジオナリイより成り、各班共に二十萬フランクの年利を生ず可き基本財産を割賦せられ、之が利子に依りて其地位に相當したる勳章年金及び各班附屬の病院其他の費用に充用したりき。殊勳ある軍人にして勳章 (Arms of Honour) を受けたるは當然團員となり、而して軍人に非ざる者も亦此榮典に浴するとを得たり。是れレジオンドノールの特色にしてラプラス (Laplace) モンツ (Monge) ラグロンゼ (Lagrange) シヤプタル (Chaptal) 等の學者の名の之に列するを見ても、ナポレオンが全國文武の精粹を抜いて自家の用に供せんとせし目的の在る所を察す可し。彼が此制度に依りて、自家の權力を擴張するに利せし所固より少なしとせず、然れども、佛國が有ゆる尊稱榮爵の所有者をギロチンに送りて未だ八年を出でざるに、今又此の如き貴族制度の創設を見しは共和主義者の間に少なからず異論を醸せし所にして、或知名の法律家がナポレオンに

向ひしレジオンドノールは畢竟貴族制度を佛國に復古したるものにして、金章紫綬は王政の玩具に過ぎずと痛言したるとき、彼答へて曰く、可なり人を操縦するは玩具に如くものあらず……佛國人は名譽でふ一個の感念を有す、吾人は須らくこの感念を助長し彼等をして勳章を有せしめざる可からず、如何に彼等が外國勳章を崇拜するかを見よと。

一八〇五年グランドオツファイサー勳章よりも上級なる大鷲勳章 (Rank of Grand Eagle) 制定せられたるが、レジオンドノールの勳章を授けられし者、ナポレオンの治世を通じて總計三萬人、内千二百人は軍人以外者に達し、一八一四年ブルボン王朝復古の際にも、元老院は特にこの制度の維持を決議し、第二帝政まで繼續せられたり。(未完)